

(別添)

平成24年度

沖縄雇用施策実施方針

沖縄労働局

平成24年度 沖縄雇用施策実施方針

(目次)

I 趣旨

II 本県の雇用情勢と政策課題

1 最近の雇用情勢

2 雇用政策上の主な課題

III 雇用施策の重点

1 本県における重点的な雇用施策

- (1) 安心して働ける雇用環境の整備
- (2) 新規学卒者及び既卒者に対する就職支援の強化
- (3) 求人・求職のマッチング機能の強化
- (4) 地域雇用対策の推進

2 その他の基本的な施策

- (1) 高齢者等の雇用と対策
- (2) 障害者雇用の推進
- (3) 総合的な建設労働対策の推進
- (4) 外国人雇用対策の推進
- (5) 駐留軍関係離職者及び沖振法対象離職者対策の推進

IV 雇用施策に関する数値目標

1 沖縄労働局で設定する数値目標

2 沖縄県と共同で定める数値目標

V 東日本大震災の被災者等に対する雇用対策

平成24年度 沖縄雇用施策実施方針

～若いちからに満ちあふれた魅力ある沖縄をめざして～

I 趣旨

この方針は、沖縄労働局及び公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（「沖縄雇用施策実施方針」）を、沖縄労働局長が沖縄県知事の意見を聞いて定め、平成24年度の雇用における重点施策を示したものである。

沖縄労働局においては、当該施策と沖縄県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下で円滑かつ効果的に実施されるように努め、地域の雇用失業情勢の改善に取り組むこととする。

また、沖縄県知事から当該方針に定める施策及びその実施について要請があったときは、その要請に可能な限り応じることとし、これまで以上に地域において緊密な連携・協力を図っていくこととする。

II 本県の雇用情勢と政策課題

1 最近の雇用情勢

平成20年秋以降の経済状況悪化からの回復傾向にあるものの依然として厳しく、平成23年の有効求職者数は前年比17.8%増となった。他方、求人については、医療福祉分野及び情報通信業での増加が続き、有効求人数が前年比11.7%増となった。この結果、平成23年平均の有効求人倍率は、0.29倍と前年に比べて0.02ポイント下回り、2年ぶりの低下となった。今後は求人の質的向上が就職支援にあたって、より重要となる。

また、沖縄県「労働力調査」（平成23年平均）によれば、雇用者数は前年比0.5%減の61万9千人となったものの、完全失業者も7.8%減の4万7千人で、完全失業率は7.1%と前年より0.5ポイント低下した。

2 雇用政策上の主な課題

当面、雇用情勢は引き続き厳しい状況が続くことが見込まれることから、解雇、雇い止め等の雇用調整への的確な対応が必要であり、雇用の維持のための支援が重要である。

また、沖縄県の労働市場の特徴として、離職率が高く、自発的に離職する者が景気の如何にかかわらず多いことが上げられる。このため、雇用の安定を実現するには、就職率の向上だけでなく、離職率の低下も念頭に業務を遂行することが重要である。

他方、就職促進に向けて、県内の求人の絶対数が不足している。特に、新規学卒者の就職率が全国平均を大幅に下回って推移するなど、新規学卒者を含む若年者を取り巻く雇用環境は厳しさが増している。新規学卒者に対して

は、県外への常用就職に目を向けさせ、保護者等を含めて意識啓発及び職業相談、職業指導の強化等について一層の促進を図る必要がある。また、未就職卒業者がニートとなることを防ぐため、沖縄県や関係機関と連携して、学卒向け職業訓練の機会を確保し、受講をあっせんする必要がある。若年者の県外就職の多くが非正規労働者として出稼ぎ就労を繰り返しており、キャリア形成が不十分でフリーター化が懸念されるため対策を講ずる必要がある。

一般求職者についても、求人が増加したものの総量確保のための求人開拓、既にある求人を最大限に活用するための求人充足対策に重点を置く。

また、中長期的な観点から雇用失業情勢を改善するためには、良質な雇用機会を確保することが必要であり、産業振興施策と表裏一体となった雇用の創出が強く求められている。

Ⅲ 雇用施策の重点

上記のような主な課題に対応するため、沖縄労働局としては、新たな沖縄振興特別措置法に基づき国が策定する沖縄振興基本方針と、沖縄県が策定する沖縄振興計画を踏まえ、以下の4項目を特に重点的に沖縄県と密接に連携・協力して実施する施策として位置づけ、効果的に実施することにより産業振興に必要な人材が的確に確保されるよう全力で取り組む。

取組にあたっては、現在の雇用情勢の改善を図るために、行政による産業・雇用の拡大につながる施策の実施とあわせて、県民各層の関心を喚起し、具体的な行動を促す沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）を、沖縄県において展開していることを踏まえ、同運動との積極的・有機的な連携を図ることとする。

なお、東日本大震災の被災者等に対する雇用対策として、職業訓練や被災者雇用開発助成金の活用により生活の安定を図り、「日本はひとつ」しごとプロジェクトにより確実な就労支援に取り組むこととする。

- ①安心して働ける雇用環境の整備
- ②新規学卒者及び既卒者に対する就職支援の強化
- ③求人・求職のマッチング機能の強化
- ④地域雇用対策の推進

1 本県における重点的な雇用施策

(1) 安心して働ける雇用環境の整備

ア 正社員求人確保に向けた取組の実施

多くの求職者が正社員としての就職を希望していることを踏まえ、正社員として雇用することのメリット、正社員を雇用したことによって人事労務管理、経営管理が成功したケース等の情報を収集し、これを求人開

拓等あらゆる機会を捉えて求人者に対し周知することにより、正社員求人の提出を促し、正社員求人数の前年度実績以上を目指す。

また、求職者に対し、セミナーや企業説明会等を実施し、中小企業の実情に対する理解を促すことによりマッチングを促進する。

イ 非正規労働者対策の推進

非正規労働者等のための就労支援拠点として、那覇及び沖縄公共職業安定所に設置している「非正規労働者総合支援コーナー」の就労支援機能を強化するとともに、地方自治体とも連携し、就職支援と生活・住宅支援を一体的に実施する。

(7) フリーター等の正規雇用化の推進

① ハローワークにおけるフリーター等正規雇用化支援

ハローワークにおいて、就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等（25歳～44歳）を重点に、支援対象者一人一人の課題に応じた職業相談・職業紹介、就職活動に関する個別相談・指導助言、模擬面接、職場定着、及び求人確保、若年者等試行雇用制度（トライアル雇用）などの支援メニューを組み合わせ、担当者制により正規雇用化に向けた一貫した支援を実施する。

② ジョブカフェ等におけるきめ細かな就職支援の実施

沖縄県が設置する若者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）において県が実施する就職支援と連携し、就職面接会の開催や中小企業職場見学会等を行う若年者地域連携事業を引き続き実施する。

また、ハローワークにおいては、ジョブカフェとの密接な連携を図り、利用者の視点に立って、職業紹介など地域の実情を踏まえた連携及び協力による効果的な若年者の就職支援を実施する。

③ 若年者等試行雇用制度等の助成制度の活用による就職促進

職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者等について、若年者等トライアル雇用（1人あたり月額4万円、原則3か月）を活用し、一定期間試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用への移行を図る。

(イ) 職業能力開発施策との連携

ハローワークを利用する若者に対し、以下の職業能力施策について、職業意識・職業能力の段階に応じた施策の紹介や地域の学校、企業等に対する積極的な広報・周知を行うとともに、これらの事業の実施主体と連携した円滑な就職支援の実施など、若年者の就職に向けた総合的な支援を実施する。

① 若者の職業能力開発を通じた就職支援

フリーター等の正社員経験の少ない若者に対し、ジョブ・カード制度による職業能力開発の機会を提供し、正社員への移行を促進する。

② ニートの状態にある若者の自立支援

地域若者サポートステーション事業の周知・普及に努めるとともに、一般就職に向けての就労意欲・就労スキルが見込まれるニート・高校中退者等のサポートステーション利用者に対しては、ハローワークにおける就職支援を行う体制を整備する。

ウ 若年者の職場定着促進

企業経営者等の雇用する側に対して、若年者の職場定着のための取組の重要性とその効果を伝え、新人社員などの教育や仕事の悩みの相談・精神的なサポートを行う専任者制度（メンター制度）等の導入を支援することにより、企業等への周知、意識啓発を図り、若年者の職場定着、安定雇用の促進を図る。

エ 住居・生活支援対策

(7) 総合的支援体制の整備

第2のセーフティネット施策の円滑な運営、利用者に対する適切な施策への誘導・相談を行うために住宅・生活支援アドバイザーを配置する。

雇用失業情勢が厳しい状況の中で、非正規労働者の多くはきめ細かな就職支援と同時に、生活のための資金や住宅等の様々な生活支援を必要としていることから、県等と連携し非正規労働者に対する支援体制の一層の強化を図る。

(イ) パーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業の推進

ハローワーク那覇、ハローワーク沖縄に就職支援ナビゲーター（パーソナル・サポート担当）を配置し、沖縄県が配置するパーソナル・

サポーターと連携し、支援対象者の抱える生活・就労に関する問題の解決を図り、安定的な自立生活を目指し就労面での支援を行う。

また、地域主権改革のアクションプランに基づき、国と県の一体的実施の取り組みとして総合就業支援拠点に位置づける「沖縄県求職者総合支援センター」に就職支援ナビゲーターを配置し、県との密接な連携により支援体制を強化する。

オ 特定求職者に対する就労支援

(7) 生活保護受給者等に対する就労支援

沖縄労働局・ハローワーク等と地方公共団体の間で協定を締結し、就労支援チームによる支援等を中心とした「福祉から就労」支援事業で、生活保護受給者等に対する就労支援を一層推進する。

カ 子育てする女性等に対する再就職支援の充実

(7) マザーズコーナーにおける職業相談

プラザ那覇、プラザ沖縄に設置のマザーズコーナーにおいて、求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスを提供する。

具体的には、キッズコーナーやベビーチェアの設置により、子供連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、地方公共団体等との連携により、仕事と子育ての両立支援やテレワーク等に取り組む企業の情報、保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供を行う。

(4) 母子家庭の母等の就職促進

母子家庭の母等は、幼児、児童を抱えていることに加え、職業経験に乏しく、資格、技能を持つ者が少ないことなどから、就職が困難な場合が少なくない。このため、市町村及び民生委員との連携、協力のもとに個々の生活環境を十分に配慮しつつ、次の施策を実施する。

- a 職業相談員によるきめ細やかな職業相談・指導及び求人開拓
- b 特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練制度の活用による就職支援
- c 試行雇用事業（トライアル雇用）の積極的活用による就職支援
- d ジョブ・カード制度活用による職業訓練、沖縄県男女共同参画センター等関係機関における各種セミナーの積極的な活用によ

り、 職業能力開発の機会を提供し、安定雇用への移行を促進する。

キ 刑務所出所者等に対する就労支援

釈放期の近づいた刑務所受刑者及び少年院在院者に対して、刑務所及び少年院と連携して、職業講話、求人・雇用情報の提供、職業相談・職業紹介等就労支援を行う。

また、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対して、保護観察所等と連携して、適切な就労支援メニューの選定、職業相談、職業紹介等きめ細かな就労支援を行う。

ク 介護分野における雇用管理改善対策の推進

雇用管理改善の業務を担う人材の雇い入れ、介護業務未経験者の雇い入れ、介護労働者の作業負担軽減のための介護補助機器の導入に対する助成金制度を活用する等により、介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主に対し、総合的な支援を実施する。

(2) 新規学卒者及び既卒者に対する就職支援の強化

ア 新規高卒者に対する就職支援策の実施

県内の厳しい雇用状況から、県外求人も含めた求人開拓、就職面接会を実施するとともに、学卒ジョブサポーターによる学校との連携により、在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から就職後の職場定着までの各段階を通じて就職を支援する。

イ 新規大卒者等及び既卒者に対する就職支援策の実施

「那覇新卒応援ハローワーク」にて新規学卒者に対する支援を実施するが、新規大卒者等の県内への就職志向及び公務員志向が強いことから、各大学でセミナーを開催する等職業意識の啓発に関する取組を強化して、民間及び県外就職への動機付けや求職条件の緩和指導に努め、併せて、沖縄県、大学等と連携して求人情報・企業情報の提供、求人企業説明会・就職面接会の開催等によるマッチングの促進を図る。また、学卒ジョブサポーターを活用し、大学への出張相談や未内定学生等の状況を把握し支援を行うほか、新規大卒者等を対象とする求人について、既卒者も応募可能となるよう働きか

け、広域的な求人情報の提供、面接会の開催等により、既卒者の応募・採用機会の拡大を図る。

ウ 未就職卒業者の就職支援の強化

未就職卒業者については、那覇新卒応援ハローワーク及び沖縄県キャリアセンターにて個別支援強化による就職支援を実施するとともに、求職者支援制度の活用による未就職卒業者を対象とした訓練コースの設置及び職業訓練給付金等の支援策を効果的に活用し、本人の希望を踏まえた支援に適切につなげ、安定した雇用への移行を支援する。

エ 学校段階からの職業意識形成支援の積極的推進

中高生を対象としたキャリア探索プログラム等を積極的に実施するとともに、高校生向け就職ガイダンスについて就職希望者が多い学校を対象に引き続き実施する。

また、これらの事業については、大学生等を対象としたインターンシップを含め、各地域でより実効ある取組が推進されるよう、行政、教育委員会、経済団体等の関係機関による協議会等を活用し、各地域内において密接な連携を図る。

オ 若者の応募機会の拡大に向けた企業の取り組みの促進

雇用対策法及び「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、卒業後3年間は新卒として応募できるようにするとされ、若者の応募機会の拡大を図るため、事業主への周知・啓発、指導等を徹底するとともに、若者の人材確保に悩む企業等に対する相談・助言を実施する。

(3) 求人・求職のマッチング機能の強化

ア 求人開拓・求人充足対策

沖縄労働局幹部、ハローワーク幹部、求人部門を中心とした職員、求人開拓推進員等、労働局の総力を挙げた求人開拓を実施する。

その際、求人開拓の効果を最大限とするために、様々な情報を端緒にして求人可能性の高い事業所を戦略的に絞り込むこと、事業主にとって有用な助成メニューについての情報を併せて提供することで事業主のインセンティブを引き出すことを徹底する。

また、未充足となっている求人に対しては、積極的に求人条件緩

和指導を行うとともに、条件緩和した求人については、再掲示等情報提供を最大限行うなどフォローアップを強化する。

求人受理時の求人内容確認の徹底、労働市場や求人への応募状況の説明、応募が殺到する求人に対する適切な応募方法の提案により、地域の実情に合った効果的な求人充足対策を実施する。

イ 雇用促進税制の活用による雇用拡大

依然として厳しい雇用情勢のなか、雇用の受け皿となる成長企業を支援し、雇用が拡大されることで消費需要が刺激され、経済成長につながるという好循環を実現することを目的に雇用促進税制が創設されたところである。

公共職業安定所においては、事業主に対する制度の周知を広く行うとともに、「雇用促進計画」による雇用見込み事業所への求人開拓、及び求人充足に向けた支援を実施する。

ウ 介護・福祉人材のマッチング

ハローワーク那覇に設置された「福祉人材コーナー」において、福祉人材研修センター等関係機関との連携による就職面接会の開催や、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言・指導等を実施する。

介護分野においては、就労未経験者が多く見受けられる一方、求人者は就業経験者や資格取得者の採用志向が強くなっている傾向が見受けられることから、求人者への人物本位での採用の働きかけや求職者向けセミナーを実施するなど、マッチング促進のための取組を積極的に実施する。

エ 職業能力開発による就職促進

(ア) 地域のニーズに応じた職業訓練の展開

地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した訓練実施分野及び規模に関して、沖縄県地域訓練協議会を開催し、公共職業訓練の計画も併せて議論した上で求職者支援訓練に係る地域職業訓練実施計画を策定し、地域のニーズに応じた職業訓練の機会の確保に努める。

また、計画策定に向けてワーキングチームを必要に応じて開催し、ハローワークにおいて把握した求人ニーズ等を情報提供し、

公共職業訓練の実施主体である沖縄県とも連携を図る。

(イ) 求職者支援訓練の的確な推進

求職者支援訓練については、訓練実施機関の申請状況や認定状況を把握し、地域職業訓練実施計画と比較して著しく乖離している訓練分野がある場合には、その改善に向けて取り組むなどとし、雇用保険を受給できない求職者に対する訓練の機会の確保に努める。

(ウ) 適切な訓練への誘導と就職支援

- ① 訓練受講希望者及び就職のためには訓練受講が必要と考えられる者に対し、ハローワークにおいてキャリア・コンサルティングを実施し、適切な訓練へ誘導する。
- ② 訓練受講中は訓練実施機関と連携した就職支援、また訓練終了後はハローワークにおいて担当者制も含めたきめ細やかな就職支援などの取組を進めることにより、訓練終了後の就職率を高める。

(エ) 労働者・企業の職業能力開発への支援

企業内における労働者のキャリア形成の促進のため、雇用する労働者に対する職業訓練や労働者が自発的に行う職業能力開発に対する支援を行う事業主に対してキャリア形成助成金を活用した支援を行う。

また、同制度の周知・広報を図るとともに、助成金利用事業主に対し円滑な支給業務の実施に努める。

(4) 地域雇用対策の推進

ア 地域における雇用創出・創業に対する支援

地域における創意工夫を活かした自発的な雇用創出の取組を促進し、地域振興の核となる人材育成、新事業の展開等による雇用創出を図る地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）やパッケージ事業による支援を通じて育成した人材等を活用し、より効果的な雇用創出を図るための地域雇用創造実現事業を実施してきたが、平成 24 年度から、地域の実情に応じた創意工夫に基づく地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）と地域雇用創造実現事業を統合し、実践型雇用創造事業と

して新たに一体的に実施する。

また、地域における自発的な雇用創出の取組を促し、実践型雇用創造事業の実施地域拡大を図る。

イ 地方自治体との連携による雇用対策の推進

アクション・プランに基づく「一体的実施事業」として、労働局と沖縄県で連携し、南部・中部地域に「沖縄県求職者総合支援センター（仮称）」を設置し、国が行う職業紹介等と沖縄県が行う福祉業務等を一体的に行う。

市町村連携型ふるさとハローワークを設置している「うるま市」、「浦添市」、「糸満市」、「宜野湾市」及び24年度新たに設置する「豊見城市」と連携し職業相談、紹介を実施する。

ウ 雇用調整に対する的確な対応

景気の変動等、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ一時的に休業等又は出向を行うことにより雇用の維持確保を図る事業主を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、沖縄県、沖縄総合事務局、関係団体及び社会保険労務士会等の協力を得て周知・広報を図るほか、沖縄労働局に設置している「沖縄助成金センター」及び各ハローワークの窓口、事業主団体の窓口等を通じて周知を徹底し、活用を促進する。

2 その他の基本的な施策

(1) 高齢者等の雇用対策

平成25年度から公的年金の支給開始年齢の引上げが開始される状況を踏まえ、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用確保の推進について、確保措置に関する事業主に対する指導の実施に取組み、確保措置を講じていない事業主に対して的確に助言、指導を実施し、なお改善がみられない事業主については勧告を行う。

また、希望者全員が65歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、事業主に積極的に働きかけを行う。さらに、高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、シルバー人材センター事業等の推進を図り、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する定年退職後の高齢者の受け皿として、十分に機能するよう

就業機会の確保・提供を図る。

特に、「沖縄県シルバー人材センター事業推進連絡会議」を通じて、労働局、県、社団法人沖縄県シルバー人材センター連合等と連携を強化し、地域に密着した就業機会の確保等により、自立的・効率的な事業の推進を図るとともに、シルバー人材センター事業の趣旨を踏まえた適正な運営についての指導に努める。

さらに、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けて、雇用対策法に定められた募集・採用における年齢制限禁止の義務化について、その着実な施行を図る。

(2) 障害者雇用対策の推進

ア 法定雇用率達成指導の厳正な実施等

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正に伴い、民間企業の雇用率が低下したことや、依然として約半数の企業が未達成であることを踏まえ、未達成企業に対して、障害者雇入れ計画作成命令、企業名の公表を前提とした厳正な指導を行う。

また、県・市町村等の公的機関については、率先垂範して障害者雇用を進めるべき立場にあることから、未達成機関に対する適切な指導を徹底する。

イ 雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化

障害者自立支援法の全面施行や沖縄県の策定した障害者福祉計画等を踏まえ、障害者の身近な地域において雇用、保健福祉、教育等の関係機関の一層の連携強化を図り、福祉的就労から一般雇用への移行促進等を進める。

また、ハローワークと関係機関からなる障害者就労支援チームによる就職準備から職場定着までの一連の支援を行う。

さらに、就職及びそれに伴う日常生活の相談・支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センター事業について、平成23年度4月1日から宮古福祉圏域・八重山福祉圏域が新たに指定され、県内全福祉圏域において、計5センターが設置されている。労働局は、沖縄県と連携・協力し、指導・育成を行い、ハローワークにおいては、同センターが行う就業生活支援業務が円滑かつ効果的に運営されるよう支援を行う。

(3) 総合的な建設労働対策の推進

公共工事の減少等により厳しい経営環境にある建設業について、建設労働者雇用改善法に基づく建設労働者の雇用の改善等を図るため、沖縄県及び(社)沖縄県建設業協会等と密接な連携を図る。

(4) 外国人雇用対策の推進

外国人雇用状況の届出制度の徹底に努め、外国人雇用状況報告システムの円滑な運用を図るとともに、把握した雇用状況を踏まえ、事業所訪問等を行い、事業主に対して「外国人労働者の雇用管理改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を周知するとともに、雇用管理改善のための助言、指導を実施する。

また、外国人求職者に対しては、雇用に関する情報等の提供を行い、職業相談・職業紹介に努める。外国人留学生に対しては大学等と連携を図り、就職支援を実施する。

さらに、関係機関等と連携を図り不法就労の防止等に努める。

(5) 駐留軍関係離職者及び沖振法対象離職者対策の推進

駐留軍関係離職者及び沖振法対象離職者については、中高年齢者が多く、再就職が極めて困難な状況にあることから、(財)沖縄駐留軍離職者対策センターと連携を図り職業相談・職業紹介、職業訓練の推進と職業転換給付金の活用等により、生活の安定と早期再就職の促進を図る。

また、在日米軍の再編に伴う基地移転により、駐留軍等労働者の雇用への影響が生ずることも予想されることから、その動向について、情報収集に努め、今後、大量離職者が発生するおそれがある場合は、沖縄県、関係市町村及び関係団体とも連携を図りながら、雇用対策を推進する。

IV 雇用施策に関する数値目標

1 沖縄労働局で設定する数値目標

職業安定行政では目標設定項目としてそれぞれの数値目標を設定し、PDCAサイクルによる目標管理を行なっている。

沖縄労働局においては、平成24年度は下記の項目について数値目標を設定し、職員の自主性を発揮した業務運営によってハローワークの機能強化を図り数値目標の達成を目指す。

(1) 就職率（常用）

ハローワークの紹介により就職した者の新規求職者に対する比率につい

て20.0%以上を目指す。

(2) 雇用保険受給資格者の早期再就職割合

基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職する者の割合を23.6%以上に引き上げることを目指す。

(3) 求人充足率

求人充足率について39.0%以上を目指す。

(4) 新規高卒者内定率

新規高校卒業者内定率（3月末日時点）について82.0%以上を目指す。

2 沖縄県と共同で定める数値目標

沖縄労働局と沖縄県が連携して実施する雇用対策の施策として、次の項目について共同で数値目標を設定し、その達成を目指す。

・新規高校卒業者内定率（6月末時点）について85.0%以上を目指す。

V 東日本大震災の被災者等に対する雇用対策

東日本大震災により、東北地方を中心として全国的に産業活動への影響が広範囲にみられる。被災者等に対する雇用対策として、職業訓練や被災者雇用開発助成金の活用により生活の安定を図り、「日本はひとつ」しごとプロジェクトにより確実な就労支援に取り組む。

1 被災者の新たな就職に向けた支援

ア 「日本はひとつ」しごと協議会

労働局が中心となって、沖縄県、国の出先機関、産業界、労働界等の関係団体等を構成員とする、「日本はひとつ」しごと協議会などにより、沖縄県に避難されている被災者の就業ニーズを踏まえ、各機関が連携しながら、生活支援及び就労支援を行う。

イ 被災者雇用開発助成金の活用

被災離職者を雇い入れる事業主に対して助成する被災者雇用開発助成金を活用し、被災離職者等の雇用の促進を図る。

ウ 職業訓練の推進等

成長分野を中心に、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練及び求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援を強化する。